

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 古賀市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	85.1	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	114.1	%
全職員(特別職除く)	67.1	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
部長相当職	98.1	%
課長相当職	96.0	%
課長補佐相当職	97.9	%
係長相当職	96.3	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	91.2	%
31～35年	89.6	%
26～30年	97.5	%
21～25年	87.8	%
16～20年	84.4	%
11～15年	83.4	%
6～10年	82.6	%
1～5年	71.9	%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員における給与の差異の要因としては、男性職員と比較して女性職員に育児休業および部分休業を取得している職員が多いこと、また、扶養手当において男性が受給している場合が多く、令和6年4月時点における扶養手当の受給者に占める男性の割合は76.5%となっているため。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員における給与の差異の要因としては、職員の男女比が約1：4となっており、女性職員において、相対的に給与水準が高い勤続年数の長い職員や専門職の割合が高いため 比較した際の男女の給与の差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。